

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	4	府省庁名 文化庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他(都市計画税)</u>	
要望項目名	能楽堂、劇場、音楽堂等の文化芸術の公演のための施設における減免措置の拡充	
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公益社団法人又は公益財団法人が設置・取得する伝統芸能の公開のための施設の土地及び家屋に係る固定資産税・都市計画税・不動産取得税の課税標準を2分の1に軽減する制度を拡充し、</li> <li>○ 公益社団法人、公益財団法人又は認定NPO法人が設置・取得する文化芸術の公演のための施設の土地・家屋に係る不動産取得税、固定資産税、都市計画税の課税標準を2分の1に軽減することとする。</li> </ul> <p>・特例措置の内容</p> <p>不動産取得税について、公益社団法人、公益財団法人又は認定NPO法人で、文化芸術の振興を目的とするものが、不動産をその目的のため直接文化芸術の公演の用に供する不動産として使用するために取得した場合は、当該不動産の取得について2分の1に軽減措置を行う。</p> <p>固定資産税について、公益社団法人、公益財団法人又は認定NPO法人で、文化芸術の振興を目的とするものが、その目的のため直接文化芸術の公演の用に供する固定資産については、2分の1に軽減措置を行う。</p> <p>都市計画税について、固定資産税と同一の扱いとすること。</p>	
関係条文	<p>地方税法第73条の13、第349条、第702条第1項、同法附則第11条第23項、第15条第43項</p>	
減収見込額	<p>(初年度) ▲46 ( ▲29 ) (平年度) ▲46 ( ▲29 ) (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>公益財団法人又は公益社団法人が設置する能楽堂など伝統芸能の公開施設について、固定資産税等の優遇措置により、低廉な価格による公開活動を促進し、引き続き伝統芸能の保存・継承を図る必要がある。</p> <p>また、「新しい公共」の観点から、伝統芸能の公開施設だけでなく、現代舞台芸術の公演のための施設（劇場・音楽堂等）を含め、文化芸術の公演を目的とする施設について、公益性が認められている法人である公益社団法人、公益財団法人又は認定NPO法人が設置・取得する場合には、固定資産税等の優遇措置を行い、低廉な価格での公演活動を促進することで、「新しい公共」のスキームを活かした文化芸術の振興が図れることとなる。</p> <p>民間が行う公益活動を促進するため、平成18年6月に公益法人改革関連3法が制定された。公益法人認定法においては、新公益法人について、所要の税制上の措置を講ずべきことが規定されており、また、「新しい公共」の取組が施政方針演説等で提言されており、その支援の強化と活用が盛り込まれている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>能楽や歌舞伎に代表される伝統芸能は、我が国の長い歴史の中で培われ、その芸術性が高められたかけがえのない文化財であるが、このような無形の文化財は「わざ」そのものであるため、次世代への保存・継承のためには、記録として残すだけでなく、広く公開がされることが重要である。多くの場合、公益法人によって公開が行われているが、伝統芸能の種類によっては特別な形態の舞台が必要とされるため、公開を行う公益法人自体が舞台施設を保有しなければならない状況にある。</p> <p>また、音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術は、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持つものである。舞台芸術の創造・発信の場である劇場・音楽堂等の文化施設は、地域住民への鑑賞機会の提供や、雇用創出、地域経済の活性化にも貢献し、文化芸術による地域づくりにも大きな役割を果たすものであり、公益性が高い。また、「新しい公共」円卓会議においては、NPO法人や非営利団体等の有する公共的な文化施設の固定資産税の減免を検討することが提言されている。</p> <p>これらの法人の経営は収益を目的としていないため、その運営は厳しいものであるが、能楽堂、劇場、音楽堂などの舞台施設は公開を通じた保存・継承や舞台芸術の創造・発信を通じた文化芸術の振興を図る上で必須であり、固定資産税等の優遇措置が必要となる。</p>	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 1 2 「文化による心豊かな社会の実現」(優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。)に対応するもの。
	政策の達成目標	公益社団法人、公益財団法人又は認定NPO法人が設置・取得する文化芸術の公演のための施設に対する固定資産税等の優遇措置を認め、これら法人の経営を安定化させるとともに、その活動を活発化させることで、低廉な価格による文化芸術の公演活動を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置。
	同上の期間中の達成目標	固定資産税等の優遇措置を認め、これら法人の活動を活発化させることで、低廉な価格による文化芸術の公演活動を促進する。
	政策目標の達成状況	現在、公益認定等委員会において認定が進んでいる段階であり、多くの特例民法法人は認定の手続き中である。また、本年4月に能楽に関する統括団体である能楽協会が公益認定を受けており、今後認定が増えるものと思われる。
有効性	要望の措置の適用見込み	21施設(公益社団法人、公益財団法人又は認定NPO法人が設置・取得する文化芸術の公演のための施設)
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	固定資産税等の優遇措置を認め、これら法人の経営を安定化させるとともに、その活動を活発化させることで、低廉な価格による文化芸術の公演活動を促進
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	①重要無形文化財保存特別助成金 (H22 予算額 232 百万円) ②重要無形文化財伝承事業費補助 (H22 予算額 142 百万円) ③重要無形文化財等公開事業費補助(H22 予算額 46 百万円) ④優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業 (H22 予算額 1,600 百万円) ⑤地域の芸術拠点形成事業 (H22 予算額 724 百万円)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記①②③の補助金は、重要無形文化財の保存・継承のために特に予算措置を行うものであり、広く国民一般に対して低廉な価格による公開活動の促進を図ることは主目的としていない。 また、上記④⑤の事業は、劇場・音楽堂等における優れた自主企画・制作の公演等に対する支援のために特に予算措置を行うものであり、広く国民一般に対して低廉な価格による公演活動の促進を図ることは主目的としていない。
	要望の措置の妥当性	一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立に公開・公演の促進等のインセンティブを講ずることが適当であることから、個別具体的な事情も考慮し各件別に所管省庁が交付決定を行う補助金や審査会を経て採択を決定する支援事業ではなく、税制で措置することが適当である。また、それぞれの施設を活用することにより、その地域の文化振興に資するため、地方税で措置することが適当である。

税負担軽減措置等の適用実績	なし
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	なし
前回要望時の達成目標	固定資産税等の優遇措置を認め、これら法人の活動を活発化させることで、低廉な価格による公開活動を促進する。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	現在、公益認定等委員会において認定が進んでいる段階であり、多くの特例民法法人は認定の手続き中である。また、本年4月に能楽に関する統括団体である能楽協会が公益認定を受けており、法人へのアンケートでも今後認定が増えると予想される。
これまでの要望経緯	平成20年度税制改正において、新公益法人制度を所掌する内閣府から、公益法人制度改革の実施時期に合わせ、広い範囲で提案されたが、税務当局と調整の結果、伝統芸能の施設に絞った措置となった。